

米子市漁港管理条例（平成17年3月31日条例第180号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、皆生漁港及び崎津漁港の維持運営計画を、次のように定める。

第1 施設の利用について

基本施設、輸送施設及び漁港施設用地の利用は次による。ただし、緊急又は漁港の秩序維持のため、市長が必要と認めた場合はこの限りで無い。

1 基本施設

(1) 係留施設

施設毎の使用区分は以下による。

名称	水深	利用区分	図面番号
皆生漁港 4-5 物揚場	-1.5m	4-7・4-9 物揚場の工事完了までは利用禁止とし、工事完了後は主として陸揚げに利用する。	①
皆生漁港 4-7・4-9 物揚場	-1.5m	工事完了までは利用禁止とし、工事完了後は主として陸揚げに利用する。	②・③
皆生漁港 4-10 物揚場	-1.5m	主として出漁準備・休憩に利用する。	④
皆生漁港 4-12 物揚場	-1.13m ~ -1.23m	〃	⑤
皆生漁港 4-13 物揚場	-1.13 ~ -1.23m	〃	⑥
皆生漁港 4-14 物揚場	-1.13 ~ -1.23m	〃	⑦
皆生漁港 4-15(1) 物揚場	-2.5m	主として陸揚げに利用する。	⑧-1
皆生漁港 4-15(2) 物揚場	-2.5m	主として出漁準備・休憩に利用する。	⑧-2
皆生漁港 4-16 物揚場	-2.0m	〃	⑨
皆生漁港 4-17 物揚場	-2.0m	〃	⑩
皆生漁港 船揚場		船揚げに利用する。	⑪
崎津漁港 物揚場	-1.5m	陸揚げ、出漁準備、休憩に利用する。	⑫
崎津漁港 船揚場		船揚げに利用する。	⑬

(2) 外郭施設

外郭施設（護岸・突堤・防波堤）には係留させない。

(3) 水域施設

①泊地及び航路は別図のとおりであり、泊地及び航路についてはみだりに停泊させない。

②廃船および沈船で、漁港の利用運営に支障があると認めるときは、米子市漁業協同組合と連携し、撤去及び移動等の指導を行う。

2 輸送施設

道路を利用する者が、道路交通法を遵守し、他の車両の通行に支障を与えないよう注意を払うとともに、米子警察署とも連携しながら円滑な利用を図る。

3 漁港施設用地（公共施設用地に限る）

別に定める漁港施設用地利用計画（以下「利用計画」という。）に基づき、それぞれの利用目的に応じて適正に利用させる。また、利用形態が計画と齟齬が生じた場合は、速やかに利用計画の見直しを行う。

第2 施設の維持管理について

1 施設点検

- (1) 日常点検は、別に定める機能保全計画に基づき、1年に1回以上実施する。
- (2) 震度5弱以上の地震、津波が発生した場合、波浪または高潮警報等が発令された場合、及びその他漁港内で事故が発生した場合等には、事象が収束した後速やかに、(1)とは別に臨時点検を実施する。

2 港内の清掃及び環境整備

- (1) 港内で発生した廃棄物は、漁港利用者が自ら処分することを原則とする。
- (2) 所有者が不明で漁港管理上支障のある廃棄物を発見した時は、その種類に応じ適切に処分する。
- (3) 漁港内の環境施設（漁港広場・トイレ）の清掃などについては、業者に委託し、適正に管理する。
- (4) 利用者に対して、漁港内にみだりに漁具等を放置しないよう米子市漁業協同組合と連携し、指導する。

3 公害防止及び防災対策

- (1) 水域において、事故等により漁船等から漏出した油類の処理については、原則原因者に対応を求めるとする。
- (2) 波浪警報及び高潮警報が発令された時は、米子市漁業協同組合と連携し、情報収集及び応急対応にあたる。

4 放置船舶等への対応

漁港内に放置船舶及び放置車両を発見した場合は、米子市漁業協同組合と連携し、所有者に対して自主的な撤去を指導するとともに、必要に応じて安全措置を講じる。

第3 施設の維持補修等に関する計画について

国庫補助事業により、別に定める機能保全計画に基づき皆生漁港 4-7・4-9 物揚場の第2期保全工事、皆生漁港 3-10 西防波堤の修繕工事を行う。

その他、単独事業により、予算の範囲内で標識灯メンテナンスの他、適宜施設の維持管理を図る。